

## ～ はじめて内職相談に来られる方へ ～

(対象：鶴岡市・三川町在住の方)

### ●内職とは

事業者より、部品や原材料の提供を受けて、物品の製造や加工などを行うお仕事です。家内労働ともいい、家内労働法が適用されます。

内職相談員が  
ご案内いたします

### ●内職相談の流れ



#### 1. 内職登録と相談

##### ① 来所の予約

はじめて内職相談を希望される方は、事前に鶴岡ワークサポートルームにご連絡いただき、来所される日をご予約ください。(電話：25-2215)

##### ② 内職登録・相談

- ・ ご予約された日時に鶴岡ワークサポートルームにお越しください。(鶴岡市役所5階商工課内)
- ・ ご利用いただくにあたり登録が必要となりますので、相談員がお渡しする「登録票」に必要事項を記入し、内職登録して頂きます。
- ・ 内職登録された方には「登録票」の内容をもとに、相談員がご本人やご家庭の状況をお聞きし内職のお仕事をご本人に適しているかどうかの相談をした上で、現在の求人内容や条件などを説明いたします。
- ・ 希望に合う内職が見つかった場合でも、当日はいったんご帰宅頂きます。ご家庭内の状況が、そのお仕事に適しているかどうかについて、ご確認いただくようお願いしています。

#### 2. あっせん

##### ① 鶴岡ワークサポートルームへご連絡

内職をすると決めたら、相談員にご連絡ください。ご連絡は最初の相談日から10日程度のうちにお願いたします。早めにご連絡いただかないと求人情報の変更がされていたり、募集終了となっていたりすることもございます。

##### ② 鶴岡ワークサポートルームから事業者への連絡

相談員から求人を出した事業所へ、応募があった事をお知らせいたします。相談員からご本人へ改めてご連絡いたしますので、しばらくお待ちください。

#### 3. 事業所との連絡

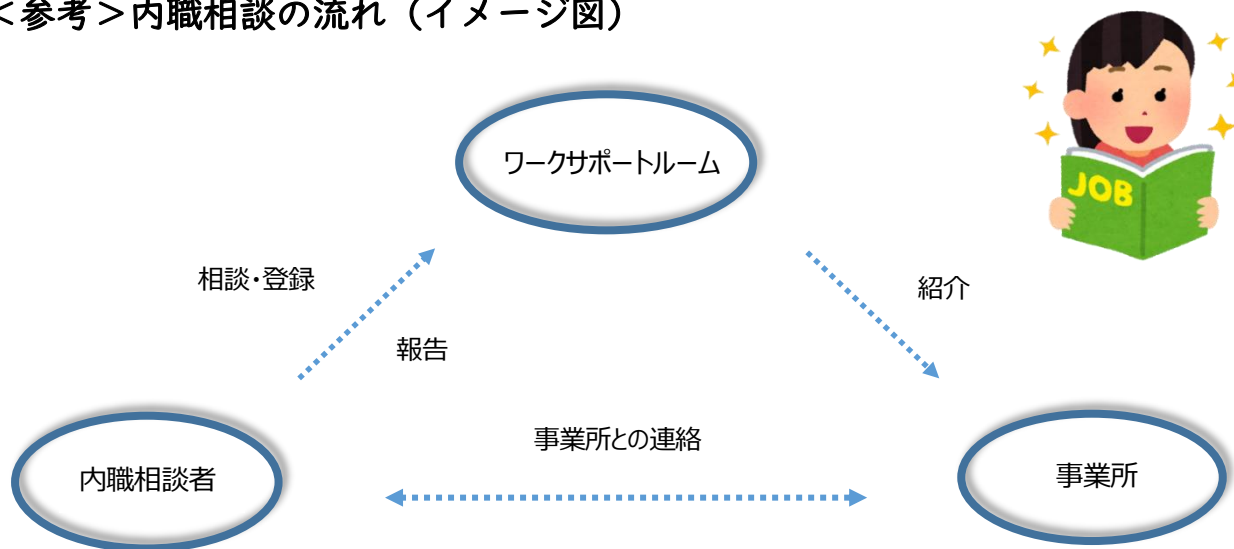
相談員から連絡があり次第、事業所と連絡を取っていただくこととなります。

事業所の方と話をするときには、仕事内容や条件をしっかりと確かめた上で、内職のお仕事を受けるかどうか決めて下さい。また、お仕事を受けたかどうかの結果については必ず鶴岡ワークサポートルームへご連絡をお願いいたします。(電話：25-2215)

#### 4. その他

- お仕事をお受けいただいた後は、ご本人と事業所にて直接ご連絡・調整をお願いいたします。
- 仕事が見つからない場合や次の内職を探す場合でも、求職登録は1年間有効です。
- 鶴岡ワークサポートルームでは毎月15日（休日の場合は翌平日）に「月刊内職情報」を発行しております。鶴岡地区雇用対策協議会と鶴岡市公式ホームページからもご覧いただけます。  
鶴岡地区雇用対策協議会 HP <https://tsuruoka-koyou.org>  
鶴岡市 HP <https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/shigoto/syouko0120150413.html>

#### <参考>内職相談の流れ（イメージ図）



内職の求人は「月刊内職情報」に掲載されている場合でも、募集終了や事業所の都合等により、内職先が決定しない場合がございます。  
相談員も誠意をもって、対応させていただきますが、ご希望に添った内職のご紹介ができないこともあります。どうぞご理解ください。  
なお、相談内容が外部へ漏れることは一切ございません。

#### <お問い合わせ>

鶴岡ワークサポートルーム

相談対応日時：月～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00

閉所日：土・日・祝日・年末年始（左記以外でも臨時休業となる場合があります）

場 所：鶴岡市役所5階商工課内 電話：0235-25-2215